

信用保証ご活用のおすすめ

あなたの企業を元気にする仕組みです。



お客様相談窓口が充実!

中小企業者の方々に對して、経営相談や取引金融機関の紹介にいつでも応じています。お気軽にご相談ください。

相談窓口 本所及び全支所

本所では企業支援部創業・経営相談課(☎075-354-1014)で窓口相談を行っています。ご来所の前にご連絡ください。

信用保証協会団体信用生命保険制度(保証協会団信)について

本制度は、一般の生命保険料に比べて少ない負担で、中小企業者の方々の事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的とした、保証協会における中小企業者向けのプラスワンサービスです。
※団信加入と信用保証の決定とは全く関係ありません

金融あっせん屋、暴力団等の排除について

信用保証業務の適切な運営のため、当協会は、公平、平等、公正の基本方針の下、「いわゆる金融あっせん屋、暴力団等反社会的勢力の介入に対しては断固として保証は行わない」に努めています。

反社会的勢力は信用保証の対象となりません。



ご注意!

一信用保証ご利用の皆様へ

最近、「保証協会へ保証申込みをしてやる。」とか、「あっせんする。」などの名目で、不正に手数料、賛助金等を要求する暴力団関係者、えせ同和行為をする者等がいるのでご注意ください。

なお、保証協会には、手数料及び賛助金等は一切必要ありませんのでご不明の際はお問い合わせ下さい。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

京都信用保証協会
(社)全国信用保証協会連合会
警察庁暴力団対策部
京都府警察本部

個人情報の保護について

お客様の個人情報につきましては、法令等を遵守し適切なお取扱いをしております。安心してご利用ください。

よくあるご質問 Q&A

Q 保証の申込みはどこでするのですか?

A 京都府内の金融機関(銀行、信用金庫など)の窓口でお申込みいただけます。

Q どんな資金が保証対象となりますか?

A 事業経営に必要な運転資金、設備資金であれば対象となります。

次のような資金は対象となりません。

- (1) 事業外資金 … 生活資金、住宅資金、教育ローン、投機資金等
- (2) 転貸資金(組合転貸資金は除く)
- (3) 旧債振替資金 … 金融機関から直接借入れた資金の返済資金(協会が特に認めた場合を除く)

Q 連帯保証人は必要ですか?

A 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

Q 保証の限度額は?

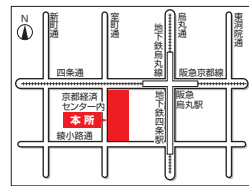
A 普通保証の2億円(組合は4億円)と無担保保証の8,000万円を合わせた2億8,000万円(組合は4億8,000万円)が限度額となります。
また、国の施策による特別の資金を対象とした保証で、上記の保証とは別枠で利用できる保証制度もあります。(セーフティネット保証など)

Q 保証料の割引制度はありますか?

A 「有担保割引」「応援隊割引」「会計参与設置会社割引」があり、0.1%~0.2%の割引をします。詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。
また、京都府・京都市の主な融資制度において、基準料率から一部引き下げた料率設定を行い、中小企業者の皆様の負担軽減を図っています。

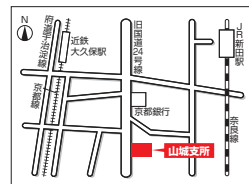
■本所

〒600-8009
京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78番地
京都経済センター5階
TEL 075-354-1011
FAX 075-354-1061
■業務区域/京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡



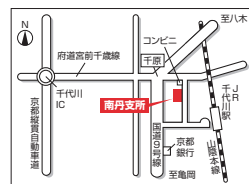
■山城支所

〒611-0033
宇治市大久保町上ノ山37番地の3
TEL 0774-43-8822
FAX 0774-43-8899
■業務区域/宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、相楽郡、綴喜郡、久世郡



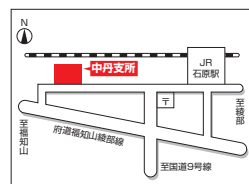
■南丹支所

〒621-0052
亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
TEL 0771-22-1041
FAX 0771-22-6737
■業務区域/亀岡市、南丹市、船井郡



■中丹支所

〒620-0804
福知山市石原2丁目24番地
TEL 0773-27-6156
FAX 0773-27-6158
■業務区域/福知山市、綾部市、舞鶴市



■丹後支所

〒629-2503
京丹後市大宮町周枳2226番地3
TEL 0772-68-0601
FAX 0772-68-0613
■業務区域/宮津市、京丹後市、与謝郡



ホームページをご覧ください

当協会ホームページでは、タイムリーな情報を随時更新しております。

また、保証料シミュレーションや、お客様から多く寄せられるお問合せに対するQ&Aコーナーなども設けておりますので、ぜひご活用ください。



<http://www.kyosinpo.or.jp/>

京都信用保証協会

検索



保証協会とは

信用保証協会は、中小企業者の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図るために設立された「信用保証協会法」に基づく公的機関です。

信用保証協会のしくみ



万一、お客様が借入金の返済ができなくなった場合には、当協会がお客様に代わって金融機関に代位弁済します。代位弁済後は、当協会に借入金を返済していただけます。

保証協会を活用する3つのメリット

1 借入れ枠が拡大
お取引金融機関からのプロパー借入れと保証付き借入れとの併用で借入れ枠の拡大が図れます。

2 豊富な経営支援メニュー
専門家派遣事業「京都バリューアップサポート」をはじめ、様々な経営支援サービスを行っています。

3 経営者本人以外の保証人不要
原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

ご利用できるお客様

●所在地

個人の場合は、府内に住居又は事業所を有している方法人の場合は、府内に本店又は事業所を有している方

●企業規模

資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが、次の要件に該当すればご利用いただけます。(個人については従業員の要件を満たす方)

業種	資本金	従業員数
製造業等(運送業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

(注) ほとんどの業種が保証対象となりますが、農林漁業・金融業など一部対象とならない業種もあります。

創業をお考えの皆様へ

事業を成功させるためには、しっかりとした創業計画を立てることが重要です。

当協会では、中小企業診断士等の外部専門家による創業計画の策定支援を、お客様の費用負担なしで行う等、創業に関する支援を積極的に行っています。

★詳しくは、「チャレンジ」創業バリューアップサポートのリーフレット等をご覧ください。

創業に関するお問い合わせは、**企業支援部 創業・経営相談課内 創業サポートデスク**
(TEL: 075-354-1014)
または最寄りの各支所まで。
どうぞお気軽にご相談ください。



主な京都府・京都市協調融資制度 (平成30年4月現在)

(年率・%)

一般的な事業資金が必要な方に	制度名	融資期間	融資限度額	融資利率	信用保証料率※1								
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般的な事業資金が必要な方に	一般資金	10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	所定(固定)	(無担保) 1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	<経営力向上関連保証>		有担保 2億円 無担保 8,000万円		0.70								
経営力向上計画を策定し主務大臣の認定を受けた方に	小規模企業おうえん資金<ベース枠>	※2	2,000万円 保証協会のすべての保証付融資残高を含み2,000万円	年1.2%	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50
	小規模企業おうえん資金<ステップアップ枠>		2,000万円 一般枠の無担保保証8,000万円の範囲内	年1.7%	1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45
売上が減少している方等に	あんしん借換資金<緊急枠>※3	10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円	年1.8%	(無担保) 1.70	1.55	1.40	1.20	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45
セーフティネット保証の認定を受けた方に	あんしん借換資金<セーフティネット枠> 無担保無保証人※2		有担保 2億円 無担保 8,000万円 一般保証とは別枠	年1.2% (借換の場合年1.8%)	0.90(セーフティネット保証1~4、6号) 0.75(セーフティネット保証5、7、8号)								
突発的に生じた大規模な経済危機等を受けた方に	あんしん借換資金<危機関連枠>	10年以内	有担保 2億円 無担保 8,000万円 一般保証とは別枠	年1.1% (借換の場合年1.7%)	0.80								
これから開業される方に開業して間もない方に	開業・経営承継支援資金<開業一般型> 開業・経営承継支援資金<開業支援型>		1,500万円 事業開始前の場合は自己資金の範囲内	0.50									
事業転換や多角化をされる方に	開業・経営承継支援資金<事業転換・多角化型>	10年以内	2,000万円 取扱金融機関からの独自融資で借入が決定している場合はその範囲内...⑦	0.50									
経営承継をされる方に	開業・経営承継支援資金<経営承継一般型> 特定経営承継関連保証 開業・経営承継支援資金<経営承継支援型>		有担保 2億円 無担保 8,000万円 有担保 2億円 無担保 8,000万円 有担保 2億円 無担保 8,000万円 取扱金融機関からの独自融資で借入が決定している場合はその範囲内...⑦	年1.2% (⑦の場合金融機関所定の固定金利)	(無担保) 1.65	1.50	1.35	1.15	0.95	0.95	0.80	0.60	0.45

※1) 中小企業者の経営状況に応じて、9段階(基準料率)となります。

※2) 従業員20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人以下)の企業が対象

※3) 経営力強化保証制度を除く

□部分は保証料率を引き下げています。
■部分は新設制度です。

〈今年度の主な変更点〉

●「小規模企業おうえん資金」や「開業・経営承継支援資金(開業支援型)」等の融資限度額を**2,000万円**まで引き上げました。

●「開業・経営承継支援資金」がよりご利用いただきやすくなりました。
・開業一般型:開業後6ヶ月未満の方の融資限度額に係る自己資金要件の撤廃
・経営承継一般型:法人の経営を承継した代表者を対象とした制度の新設